

ル (仕様書番号⑩)

MS－1．凍結防止剤散布車仕様書

[乾式、スタッドレスタイヤ、冬用ワイパーブレード、床マット、スパアタイヤ、4WD、エアコン、熱線サイトミラー]

令和6年度
山形県

MS-1. 凍結防止剤散布車仕様書

[乾式、スタッドレスタイヤ、冬用ワイパーブレード、床マット、スペアタイヤ、4WD、エアコン、熱線サイドミラー]

概要

この仕様書は、凍結防止剤散布車に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号(以降の改正分を含む)「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については山形県知事(以下「発注者」という)と物品供給人(以下「受注者」という)が協議のうえ決定するものとする。

1. 性能 (JCMAS T008 性能試験)

- | | |
|------------|--|
| (1) 散布幅 | 最小 3.0m以下 ~ 最大 7.0m以上 (切換 5段階以上) |
| (2) 散布量 | 最小 15g/m ² 以下 ~ 最大 50g/m ² 以上 (切換 5段階以上) |
| (3) 作業速度 | 最小 5km/h以下 ~ 最大 40km/h以上 |
| (4) ホッパ容量 | 2.5 m ³ 以上 |
| (5) 散布剤積載量 | 塩 3,000 kg 以上 |
| (6) 騒音レベル | |

「騒音障害防止のためのガイドライン」(厚生労働省平成4年10月1日、基発第546号)第I管理区分に準ずる。(測定方法はJCMAS H011の機械定置時による)

2. 主要諸元

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 全長 | 7,000 mm 以下 |
| (2) 全幅 | 2,500 mm 以下 |
| (3) 全高(黄色灯火上端まで) | 3,400 mm 以下 |
| (4) 車両総質量 | 11,000 kg 以下 |
- なお、「7. 付属装置及び付属品 7-2 車両総質量に含まないもの」以外は、本車両質量に含むものとする。
- | | |
|---------------------|----------|
| (5) 最小回転半径(最外側車輪中心) | 7.0 m 以下 |
| (6) 乗車定員 | 2 人 以上 |

3. 車体

- | | |
|------------|------------|
| (1) 機関形式 | 水冷、ディーゼル機関 |
| 最高出力 | 140 kW 以上 |
| (2) 動力伝達装置 | |

主変速機	前進5段、後進1段 以上	
(3) 駆動方式		
形式	総輪駆動式	
(4) タイヤ		
形式	スタッドレスタイヤ	
(5) かじ取装置		
形式	倍力装置付	
(6) 運転室		
構造	全鋼製密閉形	
ハンドル位置	右ハンドル	
窓	(前) 冬用ワイパーブレード付	1式

4. 作業装置

(1) 形式	散布量車速同調制御式	
(2) 散布対象薬剤種別	塩(原塩、粉碎塩)	
	ただし塩化カルシウム積載時も散布量車速同調制御が行えること	
(3) ホッパ	鋼板溶接構造	
ホッパカバー又は蓋	手動開閉式	
(4) 確認装置	・ホッパ残量確認窓(ホッパ前方のみ)	
	・吐出又は散布確認装置	

5. 計器類

(1) 燃料計		1式
(2) 機関油圧計又は機関油圧警告灯		1式
(3) 水温計		1式
(4) 充電警告灯		1式
(5) 空気圧計又は警告灯		1式
(6) 機関回転計		1式
(7) その他標準計器類		1式

6. 照明装置類

(1) 前部霧灯		2灯
(2) 黄色灯火(散光式)	前 全幅 500mm以上	1式
	後 全幅 500mm以上	1式
(3) その他標準照明装置類		1式

7. 付属装置及び付属品

7-1 車両総質量に含むもの

(1) バックブザー (後方1mにおいて、音圧80dB(A)以上)	1式
(2) エアコン	1式
(3) 標識板 (300×570mm以上、車体後部取付)	1式
(4) 散布剤飛散防止用カバー	1式
(5) 非常用信号具 (発煙筒1、赤旗1)	1式
(6) 消火器 (ABC粉末、1.8kg以上)	1式
(7) スペアタイヤ取付台	1式
(8) 熱線サイドミラー	1式
(9) ドライブレコーダー (前方、後方、車内が映るもの)	1式
(10) バッテリーメインスイッチ	1式
(11) 床マット	1式

7-2 車両総質量に含まないもの

(1) 標準付属工具	1式
(2) その他標準付属品	1式
(3) 取扱説明書	2部
(4) 部品表	1部
(5) 履歴簿 (仕様書を貼り付したもの)	1部
(6) 車輪止め	1式
(7) スペアタイヤ (リム付)	1式

8. 塗装及び名入れ表示等

1) 納入機は、国土交通省建設機械塗装基準によるほか、下記のとおり塗装したものでなければならない。

ただし、これによりがたい場合は発注者と受注者が協議するものとする。

(1) 散布装置 (内外面塗装)

ポリウレタン樹脂系塗料又はエポキシ樹脂プライマ (最終膜厚 105 μ 以上)

(2) シヤシ塗装

エポキシ樹脂塗料 (最終膜厚 100 μ 以上)

(3) 運転室表面

ポリウレタン樹脂系塗料 (最終膜厚 90 μ 以上)

(4) 運転室底面

エポキシ樹脂塗料 (最終膜厚 100 μ 以上)

2) 名入れ

「山形県」車両両側の適当な位置及び後面中央に表示。

(名入れ方向は、向かって左側からとする。)

「山形県 県土整備部」キャビン柱両側へ表示。

(名入れ方向は、上から下へとする。)

管理番号は、原則的にシール製とする。ただし、管理番号は発注者が別途指示する。

文字の表示は、平成10年12月14日付け建設省建設経済局建設機械課事務連絡「建設機械整備費補助事業で購入する除雪機械の建設機械番号及び文字の表示について」に基づくものとする。

その他詳細については、発注者と受注者が別途協議する。

9. 検 査

受注者は十分な、ならし運転完了後検査を受けるものとする。完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

10. 保 証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

11. その他の事項

11-1 製造期日等の指定

納入機はいわゆる新車でなければならない。

また、納入日時時点で排ガス規制基準を満たしていること。

11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 黄色灯火等の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について(昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号(以降の改正分を含む))」に準じるものとする。

ロ) 黄色灯火等は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出につ

いては受注者が行なうものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は発注者の指示を受けるものとする。